

令和 4 年 6 月 17 日

行財政改革・大都市制度調査特別委員会

区再編推進事業本部
企画調整部企画課
総務部人事課
市民部市民協働・地域政策課

行政区再編協議について

◆配付資料◆

- 行政区画等審議会資料について
 - 資料 1 : 区名決定の考え方について
 - 資料 2 : 各会派の考え方について
- 協議会のあり方について

令和4年6月17日

行財政改革・大都市制度調査特別委員会

行政区画等審議会資料について

諮問

区の再編と区の名称について諮問する。
諮問書には、目的・理由、経緯、区の数と線引き、区域を構成する町字名を記載。

1回目（6月下旬開催）

◆審議事項

・区域について

参考資料として以下を提出

- ① 区再編（案）における市民サービス、住民自治の基本的な考え方について
- ② 浜松市区再編（案）
- ③ 浜松市区再編（案）参考資料 特別委員会における協議内容について

※2回目の審議会に向けて、区名決定に関する参考資料として以下を提出

令和4年6月17日行財政改革・大都市制度調査特別委員会に関する資料

- ① 区名決定の考え方について 資料1
 - ② 各会派の考え方について 資料2
- あわせて、特別委員会の協議概要を説明

2回目（7月中旬開催）

◆審議事項

・区域に係る答申について

・区名の決定方法[※]について

※区名候補募集→候補選考→区名投票（アンケート）→最終選考の一連の方法や条件

区名決定の考え方について

1 進め方

- ・ 区名については、より幅広い市民の皆様の参加を得て、その意向を確認し、参考とするため、「区名募集」、「区名投票（アンケート）」を行うこととし、行政区画等審議会の答申を受け、決定する。
- ・ 募集方法や条件等については、指定都市移行時を参考に、特別委員会の意見を踏まえ、行政区画等審議会に提案する。

2 論点整理

- ・ 区再編は、編入や対等といった法人格をもつ市町村の合併のような法的手続きを要しないこと。
- ・ A区及びB区は、中・東・西・南・北・浜北区の区域を再編し、設置するものであり、新たな区の一体感の醸成が必要であること。
- ・ C区は、再編による区域の変更がないこと。
- ・ 特別委員会において、特に配慮すべき課題として、旧浜松市と合併市町に溝ができないよう、周辺市町の発展や融和などの施策の推進が必要とされたこと。
- ・ 区名は住所や地域の表記として未永く用いられるものであるため、市民に愛されるものとなるよう、広範な市民の意見を聴取する必要があること。
- ・ 行財政改革の観点から、区名変更に伴う経費の軽減を見込むことができる現行区名の継続の可能性を排除すべきでないこと。
- ・ パブリック・コメントでも区名について様々なご意見・思いがあったこと。

各会派の考え方について

■区名募集及び区名投票（アンケート）における会派検討状況

令和4年6月17日（金）13:30～
行財政改革・大都市制度調査特別委員会

1 区名募集

指定都市移行時の例による		不可	可	不可	不可	不可
項目	指定都市移行時の例による場合	自由民主党浜松	市民クラブ	公明党	創造浜松	日本共産党浜松市議団
募集対象区	A区、B区、C区	A, B区	区域の変更がないC区と、変更のあるA・B区について違いがあっても可とする。	C区のみ特別扱いしない。A・B・C区全て対象区とする。公平公正に広範な市民の意見も浜松市として一体感も大事である。	A区, B区, C区	再編の可否も含め、区別の住民投票とする。
応募資格	市内在住の小学生以上					
募集条件	いずれの区についても応募可（1区のみでも複数の区でも可）		一つの浜松を目指し融和を求めるならば、自区域のみでなく、他区とのバランスを見て考えることは自然なもの。ABC全ての区名を1セットとして1回のみ応募であるべき。	公平公正にするため1人何点でも応募可能は良くない。新しい将来の浜松市を考え浜松市一体感を持つために3区それぞれ1点ずつの応募とする。	いずれの区についても応募可ただし、同一区への応募は1点	
	区名は日本語（漢字、ひらがな、カタカナ）に限る					
	1人何点でも応募可能（同一名称の応募は1点限り有効）					
	同一区への応募は1通につき1点限り有効（同一区への応募は1通につき複数ある場合はすべて無効）					
	現行区の名称を応募することも可能	現行区を除く（現行の町名、地域名など）	可だが、選考基準に「浜松の未来が明るく輝くイメージであること」「区内特定の地域でなく、区域全体を網羅するイメージであること」を明記すること	自由で公平公正な募集とするため「現行区の名称を応募することも可能」という文言を記載すべきではない。現行区名は最初から排除せず募集する。	条件を付すことで応募の自由度を著しく低下させることになる。現行区の名称にはその背景には歴史的な多くの要素が含まれており重く受け止めるべきで、制限を加えるべきではない。	
応募の記載事項	区名及びふりがな 住所、氏名、年齢、名称の理由（省略可）		可だが、名称の理由は必須であるべき			
応募の方法	Webフォーム、電子メール、郵送、FAX、持参（市役所、区役所、協働センター等）		可。但し同じ名称を同一人物が何個も書くことができないようにシステムを組む必要がある。FAX、郵送のチェック方法も固める必要がある。			
区名候補選考	募集結果を参考に行政区画等審議会で選考（指定都市移行時は区名募集結果上位3名称に、委員の協議による2名称を加えた）		プロセスは可だが、ルールの途中変更はダメ。前回の結果を見る限り1%以上の応募があったもの全ての最終選考にしても良かったように思う。	募集結果をもって、適切な区名が応募数の上位を占める保証はないので、応募数のみで区名候補を決定すべきでない。区の融和を促すような一体感のある区名とするため、選考段階では、新たな区名という視点で現行区名は候補とすべきでない。	適切な区名が上位になるとは限らないため、上位3名称に委員の協議による2名称を加える。	

※空欄は指定都市移行時の例に沿うもの

■区名募集及び区名投票（アンケート）における会派検討状況

2 区名投票（アンケート）

指定都市移行時の例による		可	可	可	可	不可
項目	指定都市移行時の例による場合	自由民主党浜松	市民クラブ	公明党	創造浜松	日本共産党浜松市議団
投票資格	市内在住の小学生以上					再編の可否も含め、区別の住民投票とする。
投票条件	いずれの区についても投票可 (1区のみでも複数の区でも可)				区名募集と合わせて広範な市民の意見を取り入れることがより適切と考える。	
	1人1通、各区1点限り有効 (同一人物による複数の投票は全て無効)					
投票の記載事項	区名、住所、氏名、年齢					
投票の方法	Webフォーム、電子メール、郵送、FAX、持参（市役所、区役所、協働センター等）		可。但し同じ名称を同一人物が何個も書くことができないようにシステムを組む必要がある。FAX、郵送のチェック方法も固める必要がある。			
区名選考	投票結果を参考に行政区画等審議会で選考 (指定都市移行時は中区以外は最多得票の案となった)		プロセスは可だが、ルールの途中変更はダメ。 前回の結果を見る限り1%以上の応募があったもの全ての最終選考にしても良かったように思う。			

※空欄は指定都市移行時の例に沿うもの

■区名募集及び区名投票（アンケート）における会派検討状況

令和4年6月17日（金）13:30～
行財政改革・大都市制度調査特別委員会

自由民主党浜松の意見・理由

- B区は旧浜松市、旧浜北市、旧引佐3町からの再編であり、将来にわたり未来を担う子どもたちのためにも、これを機に一つの区として融和、醸成をはかることが大切である。そのためには、これまでの経緯や成り立ちなどに配慮をする必要があり、区名に隔たりが生じないように各区、合区（再編）されたA区B区は共に新たな新区名としてスタートする以外にはない。
- C区は単独区として合区（再編）はなされていない。
- C区は再編の上で配慮すべき区として単独区となった経緯を鑑みる必要がある。
- C区は全国的にブランド力があり区名をあえて変える必要は生じない。
- 現行区名が採択された場合、今後、同一区内での軋轢が生じる可能性に配慮する必要がある。
- 公平性を担保していくためには、現行区名にならない配慮をしなくてはならない。
（人口バランスなどで決まる可能性を無くすための公平性）
- 行財政改革の観点から経費の削減は必要でもあるが、現行区が採択された場合、それ以外の区民、事業所などの負担が生じることになるため、その点は平等性に欠けるのではないかと。また生じた負担に対して費用的支援をすることも適切ではない。
- 特別委員会の意見に加えて自治連合会、区協議会など幅広い市民、団体からの意見も合わせて審議会へ諮る必要もある。

特別委員会協議事項（協議会のあり方）について

1 協議スケジュール

協議事項		特別委員会 (協議)	区連・区協会長 (意見聴取)	特別委員会 (決定)
条例・規則で決定すべき事項の確認				
1	条例、規則で定める 事項や内容の確認	①6/17・7月	6月	②8月
2	条例文案の確認	③9月	10月	④10月
運用事項の確認				
3	規則や運用で定める 事項や内容の確認	⑤11月	12・1月	⑥1月
4	その他特別委員会にて決 定すべき事項がある場合	R5.2月以降		

※表中の丸数字は、下記「令和5年2月までの協議スケジュールについて（案）」を参照

令和5年2月までの協議スケジュールについて（案）										
網掛け ：協議期間の想定										
区分	協議事項	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	R5年 1月	R5年 2月
特別 委員 会	①協議会のあり方 ※1									
	条例・規則で決定 すべき事項の確認	①		②	③	④				
	運用事項の確認						⑤		⑥	

※1 自治会連合会や区協議会等の関係者との調整を適宜実施

2 6月17日の協議事項

条例の構成について（別紙）

区協議会の設置に関する条例等の主な規定事項について

区協議会の設置に関する条例等の主な規定事項一覧

条例・規則	規定事項		備考	
1 条例	(1)総則			
	No.1	設置	条例 4 条	
	No.2	区協議会の責務	” 10 条	
	No.3	市及び市長等の責務	” 12 条	
	No.4	区協議会の名称、構成	” 5 条	
	(2)1 層目			
	No.1	1 層目の名称、定数	” 5 条	
	No.2	1 層目委員の選任	” 6 条	
	No.3	1 層目委員の任期	” 7 条	
	No.4	1 層目の会長及び副会長	” 8 条	
	No.5	1 層目の会長及び副会長の選任及び解任	” 9 条	
	No.6	1 層目の権限	” 11 条	
	No.7	1 層目の会議	” 13 条	
	No.8	1 層目の庶務	” 15 条	
	(3)2 層目			
	No.1	2 層目の名称、定数	” 5 条	
	No.2	2 層目委員の選任	” 6 条	
	No.3	2 層目委員の任期	” 7 条	
	No.4	2 層目の会長及び副会長	” 8 条	
	No.5	2 層目の会長及び副会長の選任及び解任	” 9 条	
	No.6	2 層目の権限	” 11 条	
	No.7	2 層目の会議	” 13 条	
	No.8	2 層目の庶務	” 15 条	
	2 規則	No.1	委員の選任方法	規則 2 条
No.2		推薦会	” 3 条	
…		…	-	

※備考欄は、現行の条例、規則に規定のある条項を示したもの

区協議会の設置に関する条例等の主な事項について

条例及び規則は、令和4年4月18日の特別委員会資料「協議会のあり方について」の役割及び体制の枠組みに基づき整理したもの。

1 条例

(1) 総則

No.1	規定事項	区協議会の設置(※旧条例4条)
	内容	設置の法的根拠
	当局案	<ul style="list-style-type: none">・地方自治法第252条の20第7項の規定に基づく区地域協議会として、区ごとに区協議会を置く。・内部組織として2層目を置く。

No.2	規定事項	区協議会の責務(※旧条例10条)
	内容	-
	当局案	区内の住民及び諸団体等の多様な意見の調整を行い、地域における市民協働活動の要となるよう努める。

No.3	規定事項	市及び市長等の責務(※旧条例12条)
	内容	-
	当局案	<ul style="list-style-type: none">・区協議会の運営について必要と認める予算上の措置を講じる。・区協議会の意見を勘案し、必要があると認めるときは、適切な措置を講じなければならない。・市政に関する事項について、情報の提供に努めなければならない。

No.4	規定事項	区協議会の名称、構成(※旧条例5条)
	内容	-
	当局案	<ul style="list-style-type: none">・A区協議会：1層目、2層目（中・東・西・南）・B区協議会：1層目、2層目（北・浜北）・C区協議会：1層目（※地域の声により2層目は置かない。）

(2) 1 層目

No.1	規定事項	1 層目の名称、定数(※旧条例 5 条)
	内容	-
	当局案	・ A 区協議会 : 1 層目 20 人 ・ B 区協議会 : 1 層目 20 人 ・ C 区協議会 : 1 層目 20 人

No.2	規定事項	1 層目委員の選任(※旧条例 6 条)
	内容	区域内に居住するもの
	当局案	区域内に住所を有する者のうちから市長が選任。 ※委員は 2 層目の代表者及び学識経験者等で構成する。

No.3	規定事項	1 層目委員の任期(※旧条例 7 条)
	内容	年数、再任
	当局案	・ 任期は 3 年。(補欠の任期は前任者の残任期間) ・ 再任は可能。(1 回限り)

No.4	規定事項	1 層目の会長及び副会長(※旧条例 8 条)
	内容	人数、任期、役割
	当局案	・ 会長 1 人、副会長 1 人 (委員の任期と同じ) ・ 2 層目の意見を尊重しなければならない。

No.5	規定事項	1 層目の会長及び副会長の選任及び解任(※旧条例 9 条)
	内容	選任方法、解任
	当局案	・ 1 層目委員の互選。 ・ 心身の故障のため職務を行うことができないときなど、解任することができる。

No.6	規定事項	1層目の権限(※旧条例11条)
	内容	諮問・答申事項、提言事項
	当局案	<p>1 1層目の権限</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市長その他の市の機関により諮問されたもの(下記3(1))について、審議し、市長その他の市の機関に意見を述べることができる。 ・下記3(1)の事項について、市長その他の市の機関へ意見を述べることができる。 ・1層目及び2層目で提言された区共通課題に関する事項について、市長その他の市の機関へ意見を述べることができる。 ・必要に応じ2層目へ意見を求めることができる。
		<p>2 1層目の責務</p> <ul style="list-style-type: none"> ・2層目から意見を求められた場合は、意見交換し、回答しなければならない。 ・必要に応じ、2層目へ意見を求めなければならない。 ・1層目で得た情報は必要に応じ2層目へ提供しなければならない。
<p>3 市の責務</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市の施策に関する重要事項であって、区の区域に係るものを決定し、又は変更しようとする場合は、区協議会へ諮問しなければならない。 ・区協議会の意見に対し、市は回答を報告しなければならない。 <p>(1) 諮問事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・区役所が所掌する事務に関する事項 <ul style="list-style-type: none"> ※当該区役所に係る予算編成 ・市が行う当該区の区域に係る事務に関する事項 <ul style="list-style-type: none"> ※総合計画など重要な計画 ※区域内の公用施設及び公の施設の設置又は廃止 ・市の事務処理に当たっての当該区の区域内に住所を有する者との連携の強化に関する事項 		

No.7	規定事項	1層目の会議(※旧条例13条)
	内容	会議の運営(招集請求など)
	当局案	1層目の会長が招集し、議長となる。

No.8	規定事項	1層目の庶務(※旧条例15条)
	内容	事務局
	当局案	1層目の庶務は、当該区の区役所において行う。

(3) 2層目

No.1	規定事項	2層目の名称、定数(※旧条例5条)
	内容	-
	当局案	・A区協議会：2層目 各20人(中・東・西・南) ・B区協議会：2層目 各20人(北・浜北) ・C区協議会： -

No.2	規定事項	2層目委員の選任(※旧条例6条)
	内容	2層目の地域内に居住するもの
	当局案	2層目の地域内に住所を有する者のうちから市長が選任。 ※ただし、C区協議会の2層目は1層目が役割を兼ねる。 ※ただし、A区協議会及びB区協議会の2層目の一部の委員は、代表者として1層目の委員となる。 ※2層目委員の選出母体は、自治会、シニアクラブ、民生委員、PTA、子ども会、消防団・水防団、地区社会福祉協議会、体育振興会、青少年健全育成会、NPO、ボランティア団体、公募など(規則以下で規定)

No.3	規定事項	2層目委員の任期(※旧条例7条)
	内容	年数、再任
	当局案	・任期は3年。(補欠の任期は前任者の残任期間) ・再任は可能。(1回限り)

No.4	規定事項	2層目の会長及び副会長(※旧条例8条)
	内容	人数、任期、役割
	当局案	・会長1人、副会長1人(委員の任期と同じ) ・2層目の意見を集約し、2層目の代表者として1層目の委員となる。

No.5	規定事項	2層目の会長及び副会長の選任及び解任(※旧条例9条)
	内容	選任方法、解任
	当局案	・2層目委員の互選。 ・心身の故障のため職務を行うことができないときなど、解任することができる。

No.6	規定事項	2層目の権限(※旧条例11条)
	内容	協議事項、提言事項
	当局案	<p>1 2層目の権限</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市長その他の市の機関により意見を求められたもの(下記3(1))について、協議し、市長その他の市の機関に意見を述べることができる。 ・下記3(1)の事項及び地域づくりに関することについて、市長その他の市の機関へ意見を述べるができる。 ・地域課題のうち、区内にて共通する課題については、必要に応じ1層目へ上げることができる。
		<p>2 2層目の責務</p> <ul style="list-style-type: none"> ・2層目の地域課題のうち、区内にて共通する課題については、必要に応じ1層目の意見を求めなければならない。 ・1層目から意見を求められた場合は、意見交換し、回答しなければならない。
<p>3 市の責務</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市の施策に関する重要事項であって、地域に係るものを決定し、又は変更しようとする場合は、2層目の意見を聴かななければならない。 ・区協議会の意見に対し、市は回答を報告しなければならない。 <p>(1) 協議事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・区役所が所掌する事務のうち地域に関する事項 ※地域力向上事業の提案、事後評価 ・市が行う当該地域に係る事務に関する事項 ※計画や条例に関するパブコメ 		

No.7	規定事項	2層目の会議(※旧条例13条)
	内容	会議の運営(招集請求など)
	当局案	2層目の会長が招集し、議長となる。

No.8	規定事項	2層目の庶務(※旧条例15条)
	内容	事務局
	当局案	2層目の庶務は、当該区の区役所及び行政センターにおいて行う。

2 規則以下

No.1	規定事項	委員の選任方法(※旧規則2条)
	内容	推薦(団体推薦・直接指名)、補欠
	当局案	<ul style="list-style-type: none"> ・団体推薦(区協議会が選定した公共的団体等が推薦するその構成員) ・直接指名(区協議会が推薦する者(全部又は一部を公募)) ・補欠の選定 ・団体推薦及び直接指名に当たっては、公平性及び透明性を確保するとともに、当該住民の多様な意見の適切な反映及び地域の事情を勘案した区協議会委員の構成となるよう配慮しなければならない。

No.2	規定事項	推薦会(※旧規則3条)
	内容	人数、所掌事務など
	当局案	<ul style="list-style-type: none"> ・委員推薦に関する事務を行うため、3人以上7人以内の区協議会各委員による会議(推薦会)を置く。 ・団体推薦の選定案の策定 ・直接指名の推薦者案の策定、公募の方法の決定 ・推薦会の運営に関し、必要な事項は各委員会が定める。

○浜松市区及び区協議会の設置等に関する条例

平成18年12月1日

浜松市条例第78号

改正 平成21年2月27日浜松市条例第1号

平成21年9月4日浜松市条例第48号

(題名改称)

平成22年2月25日浜松市条例第1号

平成22年6月17日浜松市条例第34号

平成23年9月29日浜松市条例第46号

平成24年12月14日浜松市条例第61号

平成25年2月26日浜松市条例第1号

平成25年9月26日浜松市条例第46号

平成28年3月24日浜松市条例第16号

平成28年3月24日浜松市条例第17号

平成31年3月15日浜松市条例第21号

令和元年12月19日浜松市条例第39号

(趣旨)

第1条 この条例は、区の設置並びに区の事務所の名称、位置、所管区域及び分掌する事務に関し必要な事項を定めるとともに、地域住民の意見を行政運営に反映させ、地域における市民協働を推進し、もって住民自治の推進を図るため設置する区協議会に関し必要な事項を定める。

(平21条例48・全改、平28条例16・一部改正)

(区の設定)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の20第1項の規定に基づき、本市の区域を分けて、次の区を設ける。

- (1) 中区
- (2) 東区
- (3) 西区
- (4) 南区
- (5) 北区
- (6) 浜北区

(7) 天竜区

2 前項の区の区域は、別表第1のとおりとする。

(区の事務所)

第3条 地方自治法第252条の20第2項の規定による区の事務所（以下「区役所」という。）の名称、位置及び所管区域は、別表第2のとおりとする。

(区役所の分掌事務)

第3条の2 区役所が分掌する事務は、次のとおりとする。

(1) まちづくりに関する事項

(2) 社会福祉、社会保障及び保健衛生に関する事項

(3) 子どもに関する事項

(4) 前3号に掲げるもののほか、区民に身近な行政サービスに関する事項

(平28条例16・追加)

(区協議会の設置)

第4条 地方自治法第252条の20第7項の規定に基づく区地域協議会として、区ごとに区協議会を置く。

(平21条例48・平28条例16・一部改正)

(区協議会の名称及び区協議会委員の定数)

第5条 区協議会の名称及び区協議会の構成員（以下「区協議会委員」という。）の定数は、別表第3のとおりとする。

2 区協議会委員の定数を変更しようとするときは、当該区協議会の意見を聴かなければならない。

(区協議会委員の選任)

第6条 区協議会委員は、規則で定めるところにより、区の区域内に住所を有する者のうちから市長が選任する。

2 市長は、区協議会委員の選任に当たっては、公平性、透明性、当該住民の多様な意見の適切な反映及び地域の事情に配慮しなければならない。

(区協議会委員の任期)

第7条 区協議会委員の任期は、3年とする。ただし、補欠の区協議会委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 区協議会委員は、再任することができる。この場合において、再任は、1回限りとする。

(平21条例48・平31条例21・一部改正)

(区協議会の会長及び副会長)

第8条 区協議会に会長及び副会長1人を置く。

- 2 会長及び副会長の任期は、区協議会委員の任期による。
- 3 会長は、区協議会の事務を掌理し、区協議会を代表する。
- 4 副会長は、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会長及び副会長の選任及び解任)

第9条 会長及び副会長は、区協議会委員の互選により定める。

2 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、会長及び副会長を解任することができる。

- (1) 心身の故障のため職務を行うことができないと認めるとき。
- (2) 職務上の義務違反があると認めるとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、その職に必要な適格性を欠くものとして、区協議会に出席する区協議会委員の3分の2以上の同意があるとき。

(区協議会の責務)

第10条 区協議会は、当該区内の住民及び諸団体等の多様な意見の調整を行い、地域における市民協働活動の要となるよう努めるものとする。

(平23条例46・全改)

(区協議会の権限)

第11条 区協議会は、次に掲げる事項のうち、市長その他の市の機関により諮問されたもの又は必要と認めるものについて、審議し、市長その他の市の機関に意見を述べることができる。

- (1) 当該区の区役所が所掌する事務に関する事項
- (2) 前号に掲げるもののほか、市が行う当該区の区域に係る事務に関する事項
- (3) 市の事務処理に当たっての当該区の区域内に住所を有する者との連携の強化に関する事項

2 市長は、この条例に定めがあるもののほか、次に掲げる市の施策に関する重要事項であって、区の区域に係るものを決定し、又は変更しようとする場合においては、あらかじめ、区協議会の意見を聴かなければならない。

- (1) 新市建設計画に関する事項
- (2) 合併協議会における協議事項その他その協議に係る重要な事務事業に関する事項

- (3) 基本構想及び総合計画その他これらに準じるものとして市長が認める計画に関する事項
 - (4) 区役所に係る予算編成に関する事項
 - (5) 大規模な組織改編に関する事項
 - (6) 区の区域内における、庁舎その他の公用施設及び当該区域の住民生活に密接に関連する公の施設の設置又は廃止に関する事項
 - (7) 前各号に掲げるもののほか、規則で定める重要な事項
- 3 教育委員会は、区に係る学校の統廃合、通学区域その他の教育に関する重要な事項を決定し、又は変更しようとする場合においては、あらかじめ、区協議会の意見を聴かなければならない。

(平21条例48・平23条例46・一部改正)

(市及び市長等の責務)

- 第12条 市は、区協議会の運営について必要と認める予算上の措置を講じるものとする。
- 2 市長その他の市の機関は、前条各項の意見を勘案し、必要があると認めるときは、適切な措置を講じなければならない。
- 3 市長その他の市の機関は、前条各項に規定する事項その他市政に関する事項について、区協議会に対する情報の提供に努めなければならない。

(平23条例46・一部改正)

(区協議会の会議)

- 第13条 区協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、会長が議長となる。
- 2 会長は、区協議会委員の4分の1以上の者から会議の招集の請求があるときは、会議を招集しなければならない。
- 3 会議は、区協議会委員の半数以上の者が出席しなければ開くことができない。
- 4 会議の議事は、出席する区協議会委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 5 前項の場合においては、議長は、区協議会委員として議決に加わる権利を有しない。
- 6 第4項の規定にかかわらず、規則で定める重要事項は、出席する区協議会委員の3分の2以上の同意をもって決するものとする。
- 7 会長は、必要があると認めるときは、区協議会委員以外の者に対し、会議に出席して行う説明又は助言、資料の提出その他の協力を求めることができる。

8 前各項に掲げるもののほか、会議の運営について必要な事項は、規則で定める。

(平21条例48・一部改正)

(区協議会の委員会)

第14条 区協議会は、その事務の一部について審議させるため、議決により委員会を置くことができる。

2 前項の委員会の委員は、区協議会委員のうちから区協議会において選任する。

3 前項に定めるもののほか、委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、区協議会が定める。

(区協議会の庶務)

第15条 区協議会の庶務は、当該区の区役所において行う。

(連絡調整)

第16条 区協議会は、規則で定めるところにより、区協議会相互の連絡調整を行うものとする。

(平21条例48・旧第29条繰上・一部改正)

(区協議会の権限と他の附属機関の権限等との調整)

第17条 市長は、第11条第2項の規定にかかわらず、法令又は条例の規定により設置した他の附属機関への諮問、法令、条例その他の規程の規定による公聴会又は意見公募手続その他これらに準じる手続を行う場合においては、区協議会の意見を聴かないことができる。

(平21条例48・旧第31条繰上・一部改正)

(委任)

第18条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

(平21条例48・旧第32条繰上)

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成19年4月1日から施行する。ただし、附則第3項から第5項までの規定は、公布の日から施行する。

(浜松市地域自治区の設置等に関する条例の廃止)

2 浜松市地域自治区の設置等に関する条例(平成17年浜松市条例第40号)は、廃止する。

(準備行為)

- 3 第6条第1項及び第19条第1項の規定による区協議会委員及び地域協議会委員の選任並びにこれらに関し必要なその他の行為は、この条例の施行の日前においても、これらの規定の例により行うことができる。
- 4 この条例の公布の際現にされている附則第2項の規定による廃止前の浜松市地域自治区の設置等に関する条例（以下「旧条例」という。）第5条第1項の規定による地域協議会（浜松地域協議会及び浜北地域協議会を除く。）の構成員の選任（補欠の構成員の選任を除く。）に係る行為は、当該地域協議会と同一の区域に置かれる地域協議会の地域協議会委員の選任について、前項の規定により行われているものとみなす。
- 5 この条例の公布の際現にされている旧条例第5条第1項の規定による浜北地域協議会の構成員の選任（補欠の構成員の選任を除く。）に係る行為は、浜北区協議会の区協議会委員の選任について、附則第3項の規定により行われているものとみなす。

(会議の招集の特例)

- 6 この条例の施行後最初に行われる区協議会及び地域協議会の会議は、第13条第1項（第26条において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、市長が招集する。

附 則（平成21年2月27日浜松市条例第1号）

この条例は、平成21年3月1日から施行する。

附 則（平成21年9月4日浜松市条例第48号）

この条例中第1条の規定は平成22年4月1日から、第2条の規定は平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成22年2月25日浜松市条例第1号）

この条例中第1条の規定は公布の日から、第2条の規定は地方自治法（昭和22年法律第67号）第9条の2第6項において準用する同法第9条第6項の規定による告示の日（平成22年3月16日）又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日から施行する。

附 則（平成22年6月17日浜松市条例第34号）

- 1 この条例は、平成22年10月4日から施行する。
- 2 浜松市佐久間・水窪霊きゅう自動車条例（平成17年浜松市条例第231号）の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

附 則（平成23年9月29日浜松市条例第46号）

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成24年12月14日浜松市条例第61号）

この条例は、平成25年2月1日から施行する。

附 則（平成25年2月26日浜松市条例第1号）

この条例は、平成25年3月1日から施行する。

附 則（平成25年9月26日浜松市条例第46号）

この条例は、平成25年11月1日から施行する。

附 則（平成28年3月24日浜松市条例第16号）

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成28年3月24日浜松市条例第17号抄）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成28年10月11日から施行する。

附 則（平成31年3月15日浜松市条例第21号抄）

- 1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 第1条から第7条まで、第9条から第21条まで、第23条、第25条及び第27条から第36条までの規定による改正後の浜松市区及び区協議会の設置等に関する条例第7条第1項、浜松市防災会議条例第2条第7項、浜松市外国人市民共生審議会条例第3条第3項、浜松市行政区画等審議会条例第3条第3項、浜松市入札監視委員会条例第3条第3項、浜松市スポーツ推進審議会条例第6条第1項、浜松市立図書館協議会条例第2条第3項、浜松市人権施策推進審議会条例第3条第3項、浜松市障害者施策推進協議会条例第2条第3項、浜松市精神保健福祉審議会条例第2条第3項、浜松市保健医療審議会条例第2条第3項、浜松市母子保健推進会議条例第2条第3項、浜松市感染症診査協議会条例第2条第2項、浜松市労働教育協議会条例第5条、浜松市大規模小売店舗立地審議会条例第3条第3項、浜松市都市計画審議会条例第2条第3項、浜松市土地利用審査会条例第2条第2項、浜松市開発審査会条例第2条第2項、浜松市景観審議会条例第3条第3項、浜松市建築審査会条例第2条第2項、浜松市行政不服審査条例第2条第4項、浜松市市民協働推進条例第14条第1項、浜松市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例第4条第4項及び第19条第4項、浜松市歯科口腔保健推進条例第11条第4項、浜松市環境基本条例第24条、浜松市環境影響評価条例第58条第4項、浜松市における地域特性に即した商業集積の実現によるまちづくりの推進に関する条例第15条第3項、浜松市中央卸売市場業務条例第80条第3項及び第80条の2第3項、浜松市地方卸売市場業務条例第40条の2第3項、浜松市中高層建築物

の建築に係る紛争の予防及び調整に関する条例第14条、浜松市営住宅条例第47条第3項並びに浜松市社会教育委員条例第3条の規定は、この条例の施行の日以後に選任され、又は任命され、若しくは委嘱される区協議会委員又は委員の任期について適用し、同日前に選任され、又は任命され、若しくは委嘱された区協議会委員又は委員の任期については、なお従前の例による。

附 則（令和元年12月19日浜松市条例第39号）

この条例は、令和2年1月1日から施行する。

別表第1（第2条関係）

（平21条例1・平22条例1・平24条例61・平25条例1・平25条例46・令元条例39・一部改正）

区	区域
中区	池町 田町 板屋町 東田町 木戸町 相生町 中島町 名塚町 富吉町 天神町 領家一丁目 領家二丁目 領家三丁目 中島一丁目 中島二丁目 中島三丁目 中島四丁目 向宿一丁目 向宿二丁目 向宿三丁目 佐藤一丁目 佐藤二丁目 佐藤三丁目 中央一丁目 中央二丁目 中央三丁目 松城町 高町 中山町 三組町 鴨江町 西伊場町 南伊場町 和地山一丁目 和地山二丁目 和地山三丁目 富塚町 和合町 泉町 高丘町 鴨江一丁目 鴨江二丁目 鴨江三丁目 鴨江四丁目 文丘町 布橋一丁目 布橋二丁目 布橋三丁目 広沢一丁目 広沢二丁目 広沢三丁目 鹿谷町 山手町 蜷塚一丁目 蜷塚二丁目 蜷塚三丁目 蜷塚四丁目 泉一丁目 泉二丁目 泉三丁目 泉四丁目 佐鳴台一丁目 佐鳴台二丁目 佐鳴台三丁目 佐鳴台四丁目 佐鳴台五丁目 佐鳴台六丁目 葵東一丁目 葵東二丁目 西丘町 葵東三丁目 高丘東一丁目 高丘東二丁目 高丘東三丁目 高丘東四丁目 高丘東五丁目 高丘西一丁目 高丘西二丁目 高丘西三丁目 高丘西四丁目 高丘北一丁目 高丘北二丁目 高丘北三丁目 高丘北四丁目 葵西一丁目 葵西二丁目 葵西三丁目 葵西四丁目 葵西五丁目 葵西六丁目 花川町 神明町 肴町 連尺町 紺屋町 利町 伝馬町 鍛冶町 旭町 千歳町 大工町 栄町 元魚町 旅籠町 平田町 塩町 成子町 菅原町 海老塚町 砂山町 北寺島町 寺島町 龍禅寺町 浅田町 森田町 春日町 神田町 瓜内町（1番地から1813番地までを除く。） 法枝町（1番地から210番地まで） 東伊場一丁目 東伊場二丁目 西浅田一丁目 西浅田二丁目 上浅田一丁目 上浅田二丁目 南浅田一丁目 南浅田二丁目 海

	<p>老塚一丁目 海老塚二丁目 元城町 尾張町 元目町 北田町 常盤町 早馬町 下池川町 中沢町 山下町 元浜町 八幡町 野口町 船越町 細島町 茄子町 新津町 助信町 曳馬町 十軒町 早出町 城北一丁目 城北二丁目 城北三丁目 住吉一丁目 住吉二丁目 住吉三丁目 住吉四丁目 住吉五丁目 幸一丁目 幸二丁目 幸三丁目 幸四丁目 幸五丁目 萩丘一丁目 萩丘二丁目 萩丘三丁目 萩丘四丁目 萩丘五丁目 小豆餅一丁目 小豆餅二丁目 小豆餅三丁目 小豆餅四丁目 高林一丁目 高林二丁目 高林三丁目 高林四丁目 高林五丁目 上島一丁目 上島二丁目 上島三丁目 上島四丁目 上島五丁目 上島六丁目 上島七丁目 曳馬一丁目 曳馬二丁目 曳馬三丁目 曳馬四丁目 曳馬五丁目 曳馬六丁目 和合北一丁目 和合北二丁目 和合北三丁目 和合北四丁目</p>
東区	<p>植松町 将監町 神立町 西塚町 上西町 丸塚町 上新屋町 宮竹町 大蒲町 子安町 和田町 天龍川町 篠ヶ瀬町 北島町 薬師町 薬新町 安新町 安間町 材木町 龍光町 長鶴町 白鳥町 松小池町 中里町 中野町 国吉町 上石田町 市野町 小池町 中田町 原島町 天王町 下石田町 笠井町 笠井上町 笠井新田町 豊町 豊西町 恒武町 貴平町 常光町 流通元町 中郡町 西ヶ崎町 大島町 大瀬町 積志町 有玉北町 有玉南町 有玉西町 半田町 有玉台一丁目 有玉台二丁目 有玉台三丁目 有玉台四丁目 半田山一丁目 半田山二丁目 半田山三丁目 半田山四丁目 半田山五丁目 半田山六丁目</p>
西区	<p>西山町 神ヶ谷町 大久保町 神原町 入野町 西鴨江町 志都呂町 伊左地町 佐浜町 大人見町 古人見町 和地町 湖東町 大山町 和光町 深萩町 平松町 呉松町 白洲町 館山寺町 庄内町 協和町 庄和町 村櫛町 篠原町 坪井町 馬郡町 大平台一丁目 大平台二丁目 大平台三丁目 大平台四丁目 桜台一丁目 桜台二丁目 桜台三丁目 桜台四丁目 桜台五丁目 桜台六丁目 西都台町 志都呂一丁目 志都呂二丁目 舞阪町舞阪 舞阪町長十新田 舞阪町浜田 舞阪町弁天島 雄踏町宇布見 雄踏町山崎 雄踏一丁目 雄踏二丁目 これらの町字に隣接する浜名湖</p>
南区	<p>渡瀬町 三和町 飯田町 青屋町 鶴見町 新貝町 大塚町 下飯田町 頭陀寺町 本郷町 西伝寺町 安松町 石原町 金折町 老間町 古川町 立野町 四本松町 芳川町 恩地町 参野町 都盛町 大柳町 兎野町 御給町 下江</p>

	町 富屋町 西町 東町 長田町 河輪町 三新町 江之島町 西島町 福島町 松島町 遠州浜一丁目 遠州浜二丁目 遠州浜三丁目 遠州浜四丁目 楊子町 三島町 瓜内町 (1番地から1813番地まで) 白羽町 中田島町 寺脇町 福塚町 法枝町 (1番地から210番地までを除く。) 田尻町 新橋町 堤町 米津町 小沢渡町 倉松町 卸本町 高塚町 増楽町 若林町 東若林町
北区	初生町 三方原町 東三方町 豊岡町 三幸町 大原町 都田町 滝沢町 鷺沢町 根洗町 新都田一丁目 新都田二丁目 新都田三丁目 新都田四丁目 新都田五丁目 細江町小野 細江町気賀 細江町中川 細江町広岡 細江町三和 引佐町井伊谷 引佐町伊平 引佐町奥山 引佐町金指 引佐町狩宿 引佐町川名 引佐町黒渕 引佐町渋川 引佐町四方浄 引佐町白岩 引佐町田沢 引佐町田畑 引佐町栃窪 引佐町兎荷 引佐町西久留女木 引佐町西黒田 引佐町花平 引佐町東久留女木 引佐町東黒田 引佐町別所 引佐町の場 引佐町三岳 引佐町谷沢 引佐町横尾 神宮寺町 三ヶ日町宇志 三ヶ日町大崎 三ヶ日町大谷 三ヶ日町岡本 三ヶ日町上尾奈 三ヶ日町駒場 三ヶ日町佐久米 三ヶ日町下尾奈 三ヶ日町只木 三ヶ日町都筑 三ヶ日町津々崎 三ヶ日町釣 三ヶ日町鶴代 三ヶ日町日比沢 三ヶ日町平山 三ヶ日町福長 三ヶ日町本坂 三ヶ日町摩訶耶 三ヶ日町三ヶ日 これらの字に隣接する浜名湖及び猪鼻湖
浜北区	寺島 中条 横須賀 高畑 西美蘭 東美蘭 油一色 本沢合 道本 沼 貴布祢 小林 善地 高蘭 竜南 新野 新堀 八幡 永島 上善地 小松 内野 内野台一丁目 内野台二丁目 内野台三丁目 内野台四丁目 平口 染地台一丁目 染地台二丁目 染地台三丁目 染地台四丁目 染地台五丁目 染地台六丁目 上島 中瀬 豊保 於呂 根堅 尾野 宮口 新原 大平 堀谷 灰木 三大地 四大地 西中瀬一丁目 西中瀬二丁目 西中瀬三丁目
天竜区	二俣町二俣 二俣町大園 二俣町阿蔵 二俣町鹿島 二俣町南鹿島 山東 次郎八新田 大谷 船明 只来 横川 横山町 月 小川 相津 伊砂 大川 佐久 谷山 西雲名 東雲名 熊 神沢 大栗安 西藤平 東藤平 阿寺 芦窪 長沢 懐山 石神 上野 両島 青谷 渡ヶ島 米沢 日明 緑恵台 春野町領家 春野町堀之内 春野町胡桃平 春野町和泉平 春野町砂川 春野町大時 春野町長蔵寺 春野町石打松下 春野町田黒 春野町筏戸大上 春野町五和 春野町越木平 春野町田河内 春野町牧野 春野町花島 春野町杉 春

野町川上 春野町宮川 春野町気田 春野町豊岡 春野町石切 春野町小俣京丸 佐久間町浦川 佐久間町川合 佐久間町半場 佐久間町中部 佐久間町佐久間 佐久間町奥領家 佐久間町相月 佐久間町戸口 佐久間町上平山 佐久間町大井 水窪町奥領家 水窪町地頭方 水窪町山住 龍山町大嶺 龍山町戸倉 龍山町下平山 龍山町瀬尻
--

別表第2（第3条関係）

（平21条例1・平28条例17・一部改正）

名称	位置	所管区域
中区役所	浜松市中区元城町103番地の2	中区の区域
東区役所	浜松市東区流通元町20番3号	東区の区域
西区役所	浜松市西区雄踏一丁目31番1号	西区の区域
南区役所	浜松市南区江之島町600番地の1	南区の区域
北区役所	浜松市北区細江町気賀305番地	北区の区域
浜北区役所	浜松市浜北区貴布祢3000番地	浜北区の区域
天竜区役所	浜松市天竜区二俣町二俣481番地	天竜区の区域

別表第3（第5条関係）

（平23条例46・一部改正）

区	区協議会の名称	区協議会委員の定数
中区	中区協議会	20人以内
東区	東区協議会	20人以内
西区	西区協議会	25人以内
南区	南区協議会	20人以内
北区	北区協議会	25人以内
浜北区	浜北区協議会	20人以内
天竜区	天竜区協議会	25人以内

○浜松市区及び区協議会の設置等に関する条例施行規則

平成18年12月1日

浜松市規則第77号

改正 平成23年9月29日浜松市規則第51号

(題名改称)

(趣旨)

第1条 この規則は、浜松市区及び区協議会の設置等に関する条例（平成18年浜松市条例第78号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定める。

(平23規則51・一部改正)

(区協議会委員の選任方法)

第2条 条例第6条第1項の規定による区協議会委員の選任は、当該区の区域内に住所を有する者のうち次に掲げるもののそれぞれから行う。

- (1) 区協議会が選定した公共的団体等が推薦するその構成員
- (2) 前号に掲げる者のほか、区協議会が推薦する者

2 区協議会は、前項第2号の規定による推薦に当たっては、あらかじめ、その全部又は一部について公募を行わなければならない。

3 区協議会は、第1項第1号の規定による選定にあつては次条第1項第1号の規定により策定された選定の案に基づき行うものとし、第1項第2号の規定による推薦にあつては次条第1項第2号の規定により策定された推薦者の案に基づき行うものとする。

4 前2項の規定にかかわらず、区協議会は、補欠の区協議会委員に係る第1項第1号の規定による選定及び同項第2号の規定による推薦について、前2項に規定する方法以外の推薦方法を定めることができる。

5 区協議会は、第1項第1号の規定による選定及び同項第2号の規定による推薦に当たっては、公平性及び透明性を確保するとともに、当該住民の多様な意見の適切な反映及び地域の事情を勘案した区協議会委員の構成となるよう配慮しなければならない。

(平23規則51・全改)

(推薦会)

第3条 区協議会は、前条第1項第1号の規定による選定及び同項第2号の規定による推薦に関する次に掲げる事務を行うため、その指名した3人以上7人以内の区協議会委員による会議（以下「推薦会」という。）を置く。

- (1) 前条第1項第1号の規定による選定の案の策定

- (2) 前条第1項第2号の規定による推薦者の案の策定
 - (3) 前条第2項の規定による公募の方法の決定
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、区協議会が必要があると認める事務
- 2 推薦会に属する区協議会委員は、前条第2項の規定による公募に応募することができない。

- 3 前2項に定めるもののほか、推薦会の運営に関し必要な事項は、区協議会が定める。

(平23規則51・追加・旧第2条の2繰下)

(規則で定める重要な事項)

第4条 条例第11条第2項第7号の規則で定める重要な事項は、区における地域振興を図るための基金の目的の変更及び廃止に関する事項とする。

(区協議会の会議の運営)

第5条 区協議会の会議（以下この条において「会議」という。）は、随時開催するものとする。

- 2 会議は、公開とする。ただし、議長又は区協議会委員の3人以上の発議により、出席する区協議会委員の3分の2以上の多数で議決したときは、秘密会とすることができる。
- 3 議長は、会議録を調製し、会議において定めた2人以上の区協議会委員が署名しなければならない。
- 4 区協議会委員は、第2条第1項第2号の規定による推薦のうち自己の推薦に係る事項については、その議事に加わることができない。

(平23規則51・一部改正)

(委任)

第6条 前条に定めるもののほか、区協議会の運営に関し必要な事項は、区協議会が定める。

(連絡調整会議)

第7条 条例第16条の規定により区協議会相互の連絡調整を行うため、すべての区協議会の会長による区協議会会長会議を置く。

- 2 前項に掲げるもののほか、区協議会相互の連絡調整を行うため、必要に応じてすべての区協議会の会長及び副会長による区協議会正副会長会議を開催するものとする。
- 3 前2項に掲げるもののほか、区協議会相互の連絡調整を行うため、期間を定め、それぞれの区協議会委員による会議を置くことができる。
- 4 前3項の会議の運営は、区協議会の会議の運営の例による。

5 第3項の会議を置くときは、関係する区協議会の議決を経なければならない。

(平23規則51・旧第11条繰上・一部改正)

(細目)

第8条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

(平23規則51・旧第12条繰上)

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成19年4月1日から施行する。ただし、附則第3項及び附則第5項の規定は、公布の日から施行する。

(浜松市地域自治区の設置等に関する条例施行規則の廃止)

2 浜松市地域自治区の設置等に関する条例施行規則(平成17年浜松市規則第142号)は、廃止する。

(区協議会委員の選任方法の特例)

3 第2条の規定にかかわらず、この規則の施行後最初に行う中区協議会、東区協議会及び南区協議会の区協議会委員の選任は、市長が別に定めるところにより行う。

4 第2条の規定にかかわらず、この規則の施行後最初に行う西区協議会、北区協議会及び天竜区協議会の区協議会委員の選任における同条の規定の適用については、同条第1項第2号中「区協議会」とあるのは「市長」と、同条第2項中「指名及び同項第2号の規定による推薦方法の決定は」とあるのは「指名は」と、「同号」とあるのは「同項第2号」とする。

(地域協議会委員の選任方法の特例)

5 第7条の規定にかかわらず、この規則の施行後最初に行う浜松西地域協議会及び浜松北地域協議会の地域協議会委員の選任は、市長が別に定めるところにより行う。

附 則 (平成23年9月29日浜松市規則第51号)

1 この規則は、平成24年4月1日から施行する。ただし、第1条及び次項の規定は、公布の日から施行する。

2 第1条の規定による改正後の浜松市区及び地域自治区の設置等に関する条例施行規則第2条から第3条まで及び第5条の規定は、平成24年4月1日以後に任期が開始する区協議会委員を選任する場合について適用し、同日前に任期が開始する区協議会委員を選任する場合については、なお従前の例による。